

WEB de 海外送金利用規定

「WEB de 海外送金」利用規定(以下、「本規定」といいます)は、株式会社中国銀行(以下、「当行」といいます)がお客さまの占有管理するパーソナルコンピュータ等の端末機または多高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定の OS およびブラウザを備えた端末(スマートフォン等)(以下、「端末」といいます)よりインターネットを経由して提供する「WEB de 海外送金サービス」(以下、「本サービス」といいます)を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本サービスをご利用いただけます。本規定は、本サービスを利用する方ご本人(以下、「利用者」といいます)に適用されます。

第1条 本サービス

本サービスは、利用者が端末を使用して行う被仕向送金の入金の依頼を受け、第5条の手続きに従い、利用者が指定する口座へ入金するサービスです。

第2条 利用条件等

1. 利用者

本サービスをご利用いただける方は、本サービスにお申込みいただき、当行が当行所定の条件を満たすものであることを確認し、利用を承諾した個人の利用者ご本人に限ります。また、本サービスの利用は、日本国内在住の個人の日本国内においてお申込みいただいた取引に限るものとし、利用対象者は本規定第11条第4項第12号および第13号のいずれにも該当しない方とします。なお、個人の利用者でも事業性資金の取引には、ご利用いただくことはできません。

2. 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

3. 利用できる機器

本サービスを利用するに際して利用できる OS およびブラウザは当行所定のものに限り、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

4. 利用申込み

本サービスの利用を希望する方は、本規定を承認したうえで、本サービスの利用申込みを行うものとします。

5. 通信料

本サービスの利用にかかる通信料は利用者のご負担となります。

6. その他

当行は、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

第3条 本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法により行うものとします。

1. 本サービスのご利用には、(1)および(2)に定める認証情報(以下、「認証情報」といいます)の入力による認証が必要です。
 - (1)Eメールアドレス
 - (2)利用パスワード(後記2により当行に届出る「利用パスワード」をいう)
2. 利用者は、当行に対し、取引時に本人であることを確認するための「利用パスワード」を当行所定の方法により届出るものとします。利用パスワードを設定する際、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号を利用することは避けてください。
3. 当行は、本サービス利用の都度、端末から送信された認証情報・「お客さまの属性情報」(「属性情報」とは、当行へお届けのあるお名前や住所、電話番号等を総称していう)とあらかじめ当行に登録された認証情報および属性情報の一致を確認することにより本人確認をおこないます。
4. 認証情報は、他人に知られることがないよう、利用者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員がこれらの内容を尋ねることはありません。
5. 利用者が届出と異なる認証情報の入力を、当行所定の回数以上連続して行った場合は、本サービスの取扱いを中止します。
6. 前記5により本サービスの取扱い中止となっている場合には、当行所定の手続きにより本サービスの取扱い中止の解除ができるものとします。
7. 認証情報を失念した場合には、ただちに当行所定の方法により届出てください。なお、当行は認証情報の照会に対して回答はいたしません。

第4条 本サービスの依頼内容の確定

1. 本サービスによる取引の依頼は、利用者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に送信することで行うものとします。
2. 前記1により、取引に必要な所定の事項が送信されたことを当行が確認した時点で、当該取引の依頼内容は確定するものとし、当行は当行所定の方法で各取引の手続きを行うものとします。
3. 当行が送信を受けた依頼データに瑕疵(不具合)があった場合、当行は当行の判断により手続きを変更(遅延を含む)または中止する場合があります。これに起因して利用者が生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第5条 本サービスの取扱い

1. 本サービスは、被仕向送金が到着した際に、当該被仕向送金の内容を通知し、利用者の端末による依頼にもとづき、利用者が指定した当行の利用者名義の入金口座へ入金を行う場合に利用することができるものとします。
2. 外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合は、定められた日までに当局または当行に提示するものとします。また、当行が売買契約書、輸出許可書または

船荷証券等の資料の提示が必要と認めた場合は定められた日までに当行に提示するものとします。

3. 「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」における告知書については、利用者より送信されたデータを電子記録媒体に記録したのもをもって告知書とします。
4. 次の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由のある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (1) 利用者が指定した入金口座が解約済のとき。
 - (2) 利用者が指定した入金口座の取引が制限されているとき。
 - (3) 差押等やむを得ない事情があり、当行が入金を不適当と認めたとき。
 - (4) 本サービスによる依頼が、当行所定の利用時間の範囲を超えるとき。
 - (5) 外国為替関連法令に違反、またはその可能性があるときと当行が判断するとき。
 - (6) 前号にかかわらず、外国為替関連法令上必要な書類等が当行所定の期間内までに、当行に到着しない場合。
 - (7) 本人確認未済の口座への被仕向送金入金依頼の場合。
 - (8) その他不可抗力等の理由により、手続きできない事態が発生した時。
5. 被仕向送金の入金時に適用される為替相場は次のとおりとします。

被仕向送金通貨と利用者が指定した入金口座の通貨が異なる場合には、入金日における公示相場を適用するものとします。なお、一定の金額以上の取引を依頼された場合には、当行から利用者へ連絡を行ったうえでその時点での当行市場実勢相場を適用する場合があります。
6. 本サービスによる被仕向送金依頼データの内容は、端末により、当行所定の期間・方法によって照会することができます。
7. 依頼内容が本規定第4条により確定した場合は、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、当行がやむを得ないと認める場合は、入金前に限り、当行に対して当行所定の依頼書を提出することで依頼内容の変更を依頼することができるものとします。その際、当行および関係銀行の所定の手数料、費用等を受入れその手続きを行うものとします。また、入金日において、依頼内容の変更によって市場取引にかかる損害金が当行に発生した場合には、利用者に損害金を請求する場合があります。

第6条 手数料等

1. 本サービスにより被仕向送金を入金する場合は、利用者により被仕向送金支払手数料等の所定の手数料（以下、「被仕向送金手数料」といいます）をいただきます。
2. 被仕向送金手数料は、被仕向送金入金の都度、原則として被仕向送金資金から差引くか、入金の都度または当行所定の日に通帳および払戻請求書または当座小切手の提出なしであらかじめ利用者が指定した口座から引落します。

第7条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入等により取引内容を照合するか、端末

等により照会を行い取引内容の確認を行うものとします。当行は、本サービスによる取引を受付けた場合、利用者が指定したEメールアドレス宛てに当該取引の結果を通知します。ただし、当行ではEメールによる取引結果通知の到着を保証するものではありません。

万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちに利用者がその旨をお取引店に連絡するものとします。

2. 利用者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録の内容を正当なものとして処理させていただきます。

第8条 届出事項の変更等

1. 氏名、住所、電話番号、その他届出事項に変更がある場合には、直ちに当行所定の書面によりお取引店にお届けください。ただし、パスワード等当行所定の事項の変更については、利用者の端末による依頼にもとづきその届出を受付けます。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰す場合を除き、当行は責任を負いません。
3. 前1項による届出事項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第9条 成年後見人等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、原則として本サービスはご利用いただけません。直ちに補助人・保佐人・成年後見人・成年後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面にてお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、原則として本サービスはご利用いただけません。直ちに任意後見人・任意後見監督人の氏名その他必要な事項を当行所定の書面にてお届けください。
3. すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、原則として本サービスはご利用いただけません。前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第10条 免責事項

1. 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 当行または金融機関の共同システム運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびにインターネット等の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 本サービスの依頼の際送信されたEメールアドレスおよびパスワードと届出のEメールアドレスおよびパスワードとの一致を確認して取扱いしましたうえは、Eメールアドレスまたはパスワードにつき不正使用その

他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いませんので、Eメールアドレス、パスワード等の情報は利用者が厳格に管理するものとします。

4. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき、または当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
5. インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより利用者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
6. 当行が本規定により取扱ったにもかかわらず、利用者が本規定により取扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。
7. 当行は利用者に対して、本サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
8. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、利用者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとします。
9. 当行は、当行からの通知・ご案内等を、当行ホームページへの提示、本サービス上でのお知らせ、利用者が指定したEメールアドレスに対する電子メールの送付等により行いますので、利用者においてこれらの通知・ご案内等をご確認いただくものとします。
10. 海外からは、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。一時的に本サービスを海外からご利用になる場合、当行はそれらの行為はすべて日本国内でおこなわれたものとみなします。なお、海外からの利用により生じた損害については、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第11条 解約等

1. 利用者は、当行に対し端末で解約手続きを行うことにより、本サービスをいつでも解約することができます。
2. 本サービスの利用が1年以上発生しない場合、当行はあらかじめ書面もしくはご登録のEメールアドレス等に通知のうえ、本サービスを解約することがあります。
3. 本サービスの手数料支払口座が解約されたときは、その口座に関する本サービスの利用は失効します。
4. 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行からの通知等がなくても、当行はいつでも本サービスの利用を失効させることができるものとします。
 - (1) 破産、民事再生等の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 前1号および前2号の他、利用者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の停止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (4) 利用者の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送

されたとき。

- (5) 相続の開始があったとき。
 - (6) 行方不明となり、当行から利用者に宛てた通知が、届出の住所に到達しなくなったとき。
 - (7) 利用者が本サービスに関する手数料を支払わないとき。
 - (8) 利用者が当行との本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - (9) 本サービスが本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - (10) 法令で定める本人確認等における確認事項または利用者が届出した事項について、利用者の届出が偽りであることが判明した場合。
 - (11) 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が本サービスの解約が必要と判断した場合。
 - (12) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (13) 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の義務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
5. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで被仕向送金等の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
6. 本規定第8条の届出を怠ったなどの理由により、当行からの通知または送付した書類等に未着・延着が発生しても、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定書、海外送金取引規定、信用状取引約定書等の外国為替取引に関し利用者が当行との間で締結している各種約定書、銀行取引約定書等および慣例、関係法令により取扱いします。

第13条 業務委託の承諾

1. 当行は、当行が任意に定める第三者(以下、「委託先」といいます)に業務の一部を委託できるものとし、利用者は、当該委託に必要な範囲内で利用者に関する情報が委託先に開示されることに同意します。
2. 当行は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、利用者はこれに同意します。

第14条 規定の変更

当行は、この規定を、利用者の利益に適合する場合、並びに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、利用者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

第15条 譲渡・質入れ等の禁止

1. 当行の承諾なしに本サービスに基づく利用者の権利の譲渡、質入れ等はできません。
2. 利用者は本サービスのプログラムおよび本サービスに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはそれに類する行為をおこなってはなりません。

第16条 知的財産権等

本サービスにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

第17条 合意管轄

本契約に関する争訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2025年3月17日)